

社会保障審議会 介護保険部会（第55回）	土居委員 提出資料
平成28年2月17日	

第7期介護保険事業（支援）計画に向けた意見

2016年2月17日

慶應義塾大学経済学部教授

土居 丈朗

1. 地域差の分析と精査

1人当たり介護給付費や要支援・要介護認定率には、年齢構造を調整してもなお、地域差がある。ただし、この地域差には、認められるべき地域差と不合理な地域差がある。中でも、不合理な地域差は、他地域の好事例に倣うことで極力なくして、早期に給付の適正化につなげるべきである。

こうした取り組みにつなげるために、介護給付費の地域差を丁寧に分析し、不合理な地域差の要因を精査することが必要である。特に、年齢階級別、性別、要介護状態区分別、サービス種類別に、受給者1人当たり介護給付費の地域差を分析してその要因を精査することが有用と思われる。また、要支援・要介護認定率の不合理な地域差の要因を分析して精査することを通じて、要支援・要介護認定の客観化をさらに進める必要がある。

2. エビデンスに基づく制度改正

地域包括ケア「見える化」システムの運用が始まり、第7期計画に向けて、これまでになくエビデンス（科学的根拠）に基づく制度設計が可能となった。レセプトデータを基に実態を的確に把握することは、受給者の状況をつぶさに理解することであり、受給者を無視した議論を防ぐ意味もある。稀な事例の印象論に引きずられすぎて、改めるべきものを改めないことのないよう、客観的なエビデンスに基づく議論をすべきである。

3. 低所得高齢者への配慮と第2号被保険者への配慮

低所得の高齢者の費用負担については、これまでも配慮がなされており、低所得で少資産の高齢者には今後も必要である。ただ、高所得・多資産の高齢者がおられることも事実である。低所得で少資産の高齢者へ配慮にするがあまり、低所得でも多資産の高齢者や高所得の高齢者へ過剰な配慮をすることのないように、制度設計をすべきである。こうした過剰な配慮によって、第2号被保険者の保険料等の負担が増大することは、給付と負担の世代間格差を助長することになる。

次世代への責任を果たす意味でも、高齢者への配慮は、所得や資産といった経済力を見極めた給付など、さらなる工夫が不可欠である。